

別表2 接続形態

1 適用

区 分	内 容												
(1) 事業者の区分	<p>本表及び附則においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 発信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者（ただし、2-2表及び2-3表で規定する発信事業者はこの限りではありません。）</td> </tr> <tr> <td>2 着信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者（ただし、2-2表及び2-3表で規定する着信事業者はこの限りではありません。）</td> </tr> <tr> <td>3 経由事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）</td> </tr> <tr> <td>4 旧第2種電気通信事業者</td> <td>電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法（以下「旧事業法」といいます。）第22条第1項の規定による届出を行った者又は同法第24条第1項の登録を受けた者</td> </tr> <tr> <td>5 中間経由等事業者</td> <td>国際電気通信サービス又は相互接続点相互間の国内電気通信サービスを提供する電気通信回線設備を設置している電気通信事業者であって、番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を有しない電気通信事業者</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	1 発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者（ただし、2-2表及び2-3表で規定する発信事業者はこの限りではありません。）	2 着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者（ただし、2-2表及び2-3表で規定する着信事業者はこの限りではありません。）	3 経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）	4 旧第2種電気通信事業者	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法（以下「旧事業法」といいます。）第22条第1項の規定による届出を行った者又は同法第24条第1項の登録を受けた者	5 中間経由等事業者	国際電気通信サービス又は相互接続点相互間の国内電気通信サービスを提供する電気通信回線設備を設置している電気通信事業者であって、番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を有しない電気通信事業者
用 語	意 味												
1 発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者（ただし、2-2表及び2-3表で規定する発信事業者はこの限りではありません。）												
2 着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者（ただし、2-2表及び2-3表で規定する着信事業者はこの限りではありません。）												
3 経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）												
4 旧第2種電気通信事業者	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法（以下「旧事業法」といいます。）第22条第1項の規定による届出を行った者又は同法第24条第1項の登録を受けた者												
5 中間経由等事業者	国際電気通信サービス又は相互接続点相互間の国内電気通信サービスを提供する電気通信回線設備を設置している電気通信事業者であって、番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を有しない電気通信事業者												
(2) 「料金設定事業者」欄、「料金請求事業者」欄における略称	<p>本表「料金設定事業者」欄・「料金請求事業者」欄における次表の左欄の略称は、それぞれ右欄の区間の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">略称</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区間A</td> <td>発信事業者である当社を起点とし、当社、特定中継事業者又は特定端末系事業者により構成される区間（この場合、特定中継事業者を必ず経由します。）</td> </tr> <tr> <td>区間B</td> <td>発信事業者である特定端末事業者を起点とし、当社、特定中継事業者又は特定端末系事業者により構成される区間（この場合、特定中継事業者を必ず経由します。）</td> </tr> <tr> <td>区間C</td> <td>着信事業者である当社を起点とし、当社、特定中継事業者又は特定端末系事業者により構成される区間（この場合、特定中継事業者を必ず経由します。）</td> </tr> <tr> <td>区間D</td> <td>着信事業者である特定端末事業者を起点とし、当社、特定中継事業者又は特定端末系事業者により構成される区間（この場合、特定中継事業者を必ず経由します。）</td> </tr> </tbody> </table>	略称	意 味	区間A	発信事業者である当社を起点とし、当社、特定中継事業者又は特定端末系事業者により構成される区間（この場合、特定中継事業者を必ず経由します。）	区間B	発信事業者である特定端末事業者を起点とし、当社、特定中継事業者又は特定端末系事業者により構成される区間（この場合、特定中継事業者を必ず経由します。）	区間C	着信事業者である当社を起点とし、当社、特定中継事業者又は特定端末系事業者により構成される区間（この場合、特定中継事業者を必ず経由します。）	区間D	着信事業者である特定端末事業者を起点とし、当社、特定中継事業者又は特定端末系事業者により構成される区間（この場合、特定中継事業者を必ず経由します。）		
略称	意 味												
区間A	発信事業者である当社を起点とし、当社、特定中継事業者又は特定端末系事業者により構成される区間（この場合、特定中継事業者を必ず経由します。）												
区間B	発信事業者である特定端末事業者を起点とし、当社、特定中継事業者又は特定端末系事業者により構成される区間（この場合、特定中継事業者を必ず経由します。）												
区間C	着信事業者である当社を起点とし、当社、特定中継事業者又は特定端末系事業者により構成される区間（この場合、特定中継事業者を必ず経由します。）												
区間D	着信事業者である特定端末事業者を起点とし、当社、特定中継事業者又は特定端末系事業者により構成される区間（この場合、特定中継事業者を必ず経由します。）												
(3) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者（同一の事業者を複数経由する場合も含みます）を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし、該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。</p> <p>イ DSL回線との接続形態は2-1表に、2-1表及び2-3表以外の接続形態は2-2表に、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続する場合の接続形態は2-3表に規定します。この場合において、2-2表の発信事業者欄又は着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者と、2-1表（「着信事業者」とあるのは「発信事業者」と、「発信事業者」とあるのは「着信事業者」と読み替える場合があります。）の着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者が同一である場合は、2-2表に規定する接続形態は、2-1表の着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者に接続することがあります。なお、2-1表と2-2表を組み合わせて適用する場合において、2-2表に規定する接続形態は、当社を含まない接続形態に接続することがあります。</p> <p>ウ 2-3表の着信事業者欄に当社又は協定事業者と規定されている接続形態については、固定番号ポータビリティが行われた場合、当社又は協定事業者のENUMサーバによる番号解決により着信事業者へ接続されます。この場合において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。</p> <p>エ 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第1表において、「発信事業者欄」又は「着信事業者欄」に「携帯・自動車電話事業者」と記述がある場合には、「発信事業者」欄に記載された携帯・自動車電話事業者から当社の通信路設定伝送機能等に係る区間を経由して経由事業者若しくは着信事業者に接続する場合又は当社の通信路設定伝送機能等に係る区間を経由して「着信事業者」欄に記載された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。</p> <p>オ 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第1表において、「発信事業者欄」、「経由事業者欄」又は「着信事業者欄」に当社以外の事業者が記述されている場合には、当該事業者の区間に当社又は特定端末系事業者の端末回線伝送機能表中第6欄の機能又は光信号中継伝送機能に係る区間を含む場合があります。</p>												

	<p>カ 本表の第2表及び第3表において、各役務提供事業者と記述されている場合であって、当社以外の着信事業者が第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第1欄又は第5欄でIP通信網と接続するときは、第2表及び第3表の記述にかかわらず、当社の第4条（端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等）に係る区間又は通信路設定伝送機能等に係る区間の料金設定及び料金請求を行っている場合があります。</p> <p>キ 削除</p> <p>ク 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第1表において、「着信事業者欄」に「携帯・自動車電話事業者」と規定されている接続形態については、移動体番号ポータビリティが行われた場合は、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。ローミングが行われた場合は、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。この場合において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。</p> <p>ケ 2-2表又は2-3表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合は、2-2表又は2-3表に規定する接続形態は、2-2表又は2-3表に規定するその他の接続形態の発信事業者欄に規定する協定事業者に接続することがあります。なお、2-2表又は2-3表同士を組み合わせ適用する場合において、2-2表又は2-3表に規定する接続形態は、当社を含まない接続形態に接続することがあります。</p> <p>コ 2表に規定する利用者料金設定事業者若しくは2-3表に規定する発信事業者欄、着信事業者欄、利用者料金設定事業者欄、利用者料金請求事業者欄又は網使用料支払事業者欄において「協定事業者」と記述がある場合には、当社以外の全ての事業者に適用できるものとします。</p> <p>サ 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、2-3表に規定する接続形態及びIP音声接続に係る接続形態であって発信事業者及び着信事業者が協定事業者となる接続形態は、当社又は特定端末系事業者の中間配線盤を経由する場合があります。</p> <p>シ 2-2表又は2-3表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する事業者と利用者料金設定事業者が同一となる接続形態は、以下の場合に限ります。</p> <p>(7) 着信事業者の電気通信設備により制御を行うことにより、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）（以下「番号計画」といいます。）に定める付加的役務電話番号又は事業者識別番号を使用する当該着信事業者の契約者向けサービスを実現する場合</p> <p>(イ) 当社又は特定端末系事業者が着信事業者となる場合であって、番号計画に定める電報受付機能に係る番号に着信するとき</p> <p>(ウ) 携帯・自動車電話事業者が着信事業者となる場合であって、当該携帯・自動車電話事業者が指定する特定の電話番号への着信により当該着信事業者の契約者向けサービスを実現するとき</p> <p>ス 2-3表の第1表の発信事業者欄及び着信事業者欄いずれにおいても「当社」の記述がない接続形態について、当社のENUMサーバによる番号解決により着信事業者へ接続することがあります。この場合において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。</p>
<p>(4) 第1表における「当社等」の表記について</p>	<p>本表の第1表において、「経由事業者」欄に「当社等」と記述がある場合は、それぞれの接続形態において、「当社」、「特定中継事業者」又は「特定端末系事業者」のいずれかを經由（「当社」、「特定中継事業者」又は「特定端末系事業者」を複数経由する場合も含みます。）する場合は表します。</p>
<p>(5) 第2表から第4表における中継事業者の特定について</p>	<p>本表第1表経由事業者欄において中継事業者が複数ある場合であって、「利用者料金設定事業者」欄、「利用者料金請求事業者」欄及び「網使用料支払事業者」欄において中継事業者が存在する場合は、「（発側から1社目の中継事業者）」、「（発側から2社目の中継事業者）」、「（発側から3社目の中継事業者）」と記述します。この場合において、当該中継事業者は発信事業者から「特定中継事業者」を除いて数えた中継事業者を表している場合があります。ただし、同一の接続形態であって利用者が「利用者料金設定事業者」及び「利用者料金請求事業者」を選択できる場合は、「（発側からn社目の中継事業者）」と記述し、中継事業者の契約約款等に規定する電話等サービスであって当社、特定端末系事業者又は端末系事業者の専用回線に着信する接続形態において、その中継事業者が当該専用回線区間の利用者料金設定事業者である場合は「（着側から1社目の中継事業者）」、「（着側から2社目の中継事業者）」と記述し、中継事業者の電気通信設備により制御を行うことにより当該中継事業者の契約者向けサービスを実現する接続形態の場合において、2-2表第1表に当該中継事業者以外の中継事業者のみが規定されているときに限り、第2表から第4表において「中継事業者（サービス制御事業者）」と記述します。</p>
<p>(6) 第2表から第4表における旧第2種電気通信事業者の特定について</p>	<p>本表第1表経由事業者欄において旧第2種電気通信事業者が複数ある場合であって、「利用者料金設定事業者」欄、「利用者料金請求事業者」欄及び「網使用料支払事業者」欄において旧第2種電気通信事業者が存在する場合は、「（発側から1社目の旧第2種電気通信事業者）」、「（発側から2社目の旧第2種電気通信事業者）」、「（発側から3社目の旧第2種電気通信事業者）」と記述します。</p>







番号	利用者料金設定事業者
I 1 の 2	(7) (4) 以外の区間：衛星系事業者 (4) 着信事業者欄：当社
I 1 の 3	(7) (4) 以外の区間：衛星系事業者 (4) 着信事業者欄：特定端末系事業者
I 1 の 4	(7) (4) 以外の区間：衛星系事業者 (4) 着信事業者欄：端末系事業者
I 1 の 5	(7) (4) 以外の区間：衛星系事業者 (4) 着信事業者欄：中継事業者
I 1 の 6	(7) (4) 以外の区間：衛星系事業者 (4) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
I 1 の 7	(7) (4) 以外の区間：衛星系事業者 (4) 発信事業者欄：当社
I 1 の 8	(7) (4) 以外の区間：衛星系事業者 (4) 発信事業者欄：中継事業者
I 1 の 9	(7) (4) 以外の区間：衛星系事業者 (4) 区間 C：特定中継事業者
I 1 の 10	(7) (4) 以外の区間：衛星系事業者 (4) 区間 D：特定中継事業者
J 1	国際系事業者
J 1 の 2	(7) (4) 以外の区間：国際系事業者 (4) 着信事業者欄：当社
J 1 の 3	(7) (4) 以外の区間：国際系事業者 (4) 着信事業者欄：特定端末系事業者
J 1 の 4	(7) (4) 以外の区間：国際系事業者 (4) 着信事業者欄：端末系事業者
J 1 の 5	(7) (4) 以外の区間：国際系事業者 (4) 着信事業者欄：中継事業者
J 1 の 6	(7) (4) 以外の区間：国際系事業者 (4) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
J 1 の 7	(7) (4) 以外の区間：国際系事業者 (4) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 2 社目の中継事業者)
J 1 の 8	(7) (4) 以外の区間：国際系事業者 (4) 発信事業者欄：当社
J 1 の 9	(7) (4) 以外の区間：国際系事業者 (4) 発信事業者欄：特定端末系事業者
J 1 の 10	(7) (4) 以外の区間：国際系事業者 (4) 発信事業者欄：端末系事業者
J 1 の 11	(7) (4) 以外の区間：国際系事業者 (4) 発信事業者欄：中継事業者
J 1 の 12	(7) (4) 以外の区間：国際系事業者 (4) 発信事業者欄：中継事業者(発側から 1 社目の中継事業者)
J 1 の 13	(7) (4) 以外の区間：国際系事業者 (4) 区間 A：特定中継事業者
J 1 の 14	(7) (4) 以外の区間：国際系事業者 (4) 区間 B：特定中継事業者
J 1 の 15	(7) (4) 以外の区間：国際系事業者 (4) 区間 C：特定中継事業者
J 1 の 16	(7) (4) 以外の区間：国際系事業者 (4) 区間 D：特定中継事業者
K 1	旧第 2 種電気通信事業者

番号	利用者料金設定事業者
K 1 の 2	(7) (4) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (4) 着信事業者欄：端末系事業者
K 1 の 3	(7) (4) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (4) 着信事業者欄：中継事業者
K 1 の 4	(7) (4) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (4) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
K 1 の 5	(7) (4) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (4) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 2 社目の中継事業者)
K 1 の 6	削除
K 1 の 7	(7) (4) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (4) 発信事業者欄：当社
K 1 の 8	(7) (4) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (4) 発信事業者欄：特定端末系事業者
K 1 の 9	(7) (4) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (4) D S L 回線区間：当社
K 1 の 10	(7) (4) 又は (4) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (4) 発信事業者欄：当社 (4) 着信事業者欄：当社
K 1 の 11	(7) (4) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (4) 発信事業者欄：当社 (4) 着信事業者欄：中継事業者
K 1 の 12	(7) (4) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (4) 発信事業者欄：当社 (4) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
K 1 の 13	(7) (4) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (4) 発信事業者欄：当社 (4) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 2 社目の中継事業者)
K 1 の 14	(7) (4) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (4) 発信事業者欄：特定端末系事業者 (4) 着信事業者欄：中継事業者
K 1 の 15	(7) (4) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (4) 発信事業者欄：特定端末系事業者 (4) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
K 1 の 16	(7) (4) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (4) 発信事業者欄：特定端末系事業者 (4) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 2 社目の中継事業者)
K 2	旧第 2 種電気通信事業者(発信事業者)
K 2 の 2	(7) (4) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者(発信事業者) (4) 着信事業者欄：旧第 2 種電気通信事業者(着信事業者)
K 3	旧第 2 種電気通信事業者(発側から 2 社目の旧第 2 種電気通信事業者)
K 4	旧第 2 種電気通信事業者(着信事業者)
L 1	端末回線線端接続事業者
L 1 の 2	(7) (4) 以外の区間：端末回線線端接続事業者 (4) 着信事業者欄：当社
L 1 の 3	(7) (4) 以外の区間：端末回線線端接続事業者 (4) 着信事業者欄：特定端末系事業者
L 1 の 4	(7) (4) 以外の区間：端末回線線端接続事業者 (4) 着信事業者欄：端末系事業者
L 1 の 5	(7) (4) 以外の区間：端末回線線端接続事業者 (4) 着信事業者欄：中継事業者
L 1 の 6	(7) (4) 以外の区間：端末回線線端接続事業者 (4) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
L 1 の 7	削除

番号	利用者料金設定事業者
L 1 の 8	(7) (4) 以外の区間：端末回線線端接続事業者 (4) 区間 C：特定中継事業者
L 1 の 9	(7) (4) 以外の区間：端末回線線端接続事業者 (4) 区間 D：特定端末系事業者
L 1 の 10	(7) (4) 以外の区間：端末回線線端接続事業者 (4) 区間 D：特定中継事業者
L 1 の 11	(7) (4) 以外の区間：端末回線線端接続事業者 (4) D S L 回線区間：当社
M 1	各役務提供事業者
M 1 の 2	(7) (4) 以外の区間：各役務提供事業者 (4) 着信事業者欄：2-2 表による
N 1	2-2 表による
N 1 の 2	(7) (4) 以外の区間：2-2 表による (4) 発信事業者欄：旧第 2 種電気通信事業者
O 1	(7) 当社の利用者に対して当社 (4) 特定端末系事業者の利用者に対して特定端末系事業者
P 1	削除
Q 1	協定事業者

NO.	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
1	当社	—	端末系事業者
2	当社	—	端末回線線端接続事業者
3	当社	—	旧第2種電気通信事業者
4	当社	—	端末系事業者
5	端末系事業者	端末系事業者及び当社等	当社
5-2	当社	端末系事業者	当社
6	旧第2種電気通信事業者	旧第2種電気通信事業者及び当社等	当社
6-2	当社	旧第2種電気通信事業者	当社
7	端末系事業者	当社等	端末系事業者
8	旧第2種電気通信事業者	旧第2種電気通信事業者及び当社等	端末系事業者
8-2	当社	旧第2種電気通信事業者	端末系事業者
9	旧第2種電気通信事業者	当社等	旧第2種電気通信事業者
10	旧第2種電気通信事業者	旧第2種電気通信事業者及び当社等	端末系事業者
11	端末系事業者	当社等 端末系事業者及び当社等	端末系事業者
11-2	当社	—	端末系事業者
11-3	当社	旧第2種電気通信事業者及び端末系事業者	端末系事業者
12	旧第2種電気通信事業者	旧第2種電気通信事業者及び当社等	端末系事業者
12-2	当社	中継事業者 旧第2種電気通信事業者及び当社等	端末系事業者
13	旧第2種電気通信事業者	当社等	旧第2種電気通信事業者
13-2	当社	—	旧第2種電気通信事業者
14	旧第2種電気通信事業者	旧第2種電気通信事業者及び当社等	端末系事業者
15	旧第2種電気通信事業者	当社等	旧第2種電気通信事業者
15-2	当社	—	旧第2種電気通信事業者
16-2	当社	—	旧第2種電気通信事業者
17	当社	旧第2種電気通信事業者	旧第2種電気通信事業者
17-2	当社	中継事業者	旧第2種電気通信事業者
18	当社	旧第2種電気通信事業者	端末系事業者
19	当社	旧第2種電気通信事業者及び中継事業者	端末系事業者
19-2	当社	中継事業者	端末系事業者
20	当社	旧第2種電気通信事業者及び中継事業者	当社

番号	第2表(参考)	第3表	第4表	備考欄
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
C1の20	(7)(4)以外の区間：端末系事業者 (4)DSL回線区間：当社	(7)(4)以外の区間：端末系事業者 (4)DSL回線区間：当社	—	
L1の11	(7)(4)以外の区間：端末回線線端接続事業者 (4)DSL回線区間：当社	(7)(4)以外の区間：端末回線線端接続事業者 (4)DSL回線区間：当社	—	
M1	各役務提供事業者	各役務提供事業者	—	
M1	各役務提供事業者	各役務提供事業者	—	
M1の2	(7)(4)以外の区間：各役務提供事業者 (4)着信事業者欄：2-2表による	(7)(4)以外の区間：各役務提供事業者 (4)着信事業者欄：2-2表による	2-2表による	
M1の2	(7)(4)以外の区間：各役務提供事業者 (4)着信事業者欄：2-2表による	(7)(4)以外の区間：各役務提供事業者 (4)着信事業者欄：2-2表による	2-2表による	
M1の2	(7)(4)以外の区間：各役務提供事業者 (4)着信事業者欄：2-2表による	(7)(4)以外の区間：各役務提供事業者 (4)着信事業者欄：2-2表による	2-2表による	
M1の2	(7)(4)以外の区間：各役務提供事業者 (4)着信事業者欄：2-2表による	(7)(4)以外の区間：各役務提供事業者 (4)着信事業者欄：2-2表による	2-2表による	
M1	各役務提供事業者	各役務提供事業者	—	
C1の20	(7)(4)以外の区間：端末系事業者 (4)DSL回線区間：当社	(7)(4)以外の区間：端末系事業者 (4)DSL回線区間：当社	—	
C1の20	(7)(4)以外の区間：端末系事業者 (4)DSL回線区間：当社	(7)(4)以外の区間：端末系事業者 (4)DSL回線区間：当社	—	
M1	各役務提供事業者	各役務提供事業者	—	
C1の21	(7)(4)又は(9)以外の区間：端末系事業者 (4)発信事業者欄：旧第2種電気通信事業者 (9)DSL回線区間：当社	(7)(4)又は(9)以外の区間：端末系事業者 (4)発信事業者欄：旧第2種電気通信事業者 (9)DSL回線区間：当社	—	
C1	端末系事業者	端末系事業者	—	
C1	端末系事業者	端末系事業者	—	
C1	端末系事業者	端末系事業者	—	
C1	端末系事業者	端末系事業者	—	
K1	旧第2種電気通信事業者	旧第2種電気通信事業者	—	
K1	旧第2種電気通信事業者	旧第2種電気通信事業者	—	
C1の15	(7)(4)以外の区間：端末系事業者 (4)発信事業者欄：旧第2種電気通信事業者	(7)(4)以外の区間：端末系事業者 (4)発信事業者欄：旧第2種電気通信事業者	—	
N1の2	(7)(4)以外の区間：2-2表による (4)発信事業者欄：旧第2種電気通信事業者	(7)(4)以外の区間：2-2表による (4)発信事業者欄：旧第2種電気通信事業者	—	
K1の9	(7)(4)以外の区間：旧第2種電気通信事業者 (4)DSL回線区間：当社	(7)(4)以外の区間：旧第2種電気通信事業者 (4)DSL回線区間：当社	—	
N1の2	2-2表による	2-2表による	—	
K4	旧第2種電気通信事業者(着信事業者)	旧第2種電気通信事業者(着信事業者)	—	
K1	旧第2種電気通信事業者	旧第2種電気通信事業者	—	
K3	旧第2種電気通信事業者 (発側から2社目の旧第2種電気通信事業者)	旧第2種電気通信事業者 (発側から2社目の旧第2種電気通信事業者)	—	
D1	中継事業者	中継事業者	—	
D4	中継事業者 (発側から2社目の中継事業者)	中継事業者 (発側から2社目の中継事業者)	—	
D1	中継事業者	中継事業者	—	





508-2	携帯・自動車電話事業者	当社等	端末系事業者
		中継事業者及び当社等	
		携帯・自動車電話事業者及び当社等	
509-6	携帯・自動車電話事業者	当社等	端末系事業者
		携帯・自動車電話事業者及び当社等	
		携帯・自動車電話事業者、中継事業者及び当社等	
509-7	携帯・自動車電話事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者
		携帯・自動車電話事業者、中継事業者及び当社等	
		携帯・自動車電話事業者及び当社等	
509-9	携帯・自動車電話事業者	携帯・自動車電話事業者及び当社等	端末系事業者
		当社等	
513-4	携帯・自動車電話事業者	当社等	国際系事業者
		携帯・自動車電話事業者及び当社等	
513-6	携帯・自動車電話事業者	当社等	携帯・自動車電話事業者
		携帯・自動車電話事業者及び当社等	
513-7	携帯・自動車電話事業者	当社等	携帯・自動車電話事業者
		携帯・自動車電話事業者及び当社等	
513-11	携帯・自動車電話事業者	当社等	旧第2種電気通信事業者
		中継事業者及び当社等	
		携帯・自動車電話事業者、中継事業者及び当社等	
513-12	携帯・自動車電話事業者	携帯・自動車電話事業者及び当社等	旧第2種電気通信事業者
513-13	携帯・自動車電話事業者	携帯・自動車電話事業者、中継事業者及び当社等	国際系事業者
513-14	携帯・自動車電話事業者	携帯・自動車電話事業者、中継事業者及び当社等	国際系事業者
542-2	国際系事業者	当社等	携帯・自動車電話事業者
		携帯・自動車電話事業者及び当社等	
543-6	旧第2種電気通信事業者	当社等	旧第2種電気通信事業者
		中継事業者及び当社等	
		旧第2種電気通信事業者、中継事業者及び当社等	
543-7	旧第2種電気通信事業者	中継事業者及び当社等	携帯・自動車電話事業者
		携帯・自動車電話事業者、中継事業者及び当社等	
552	当社	当社等	当社

F 1	携帯・自動車電話事業者	携帯・自動車電話事業者	—
C 1	端末系事業者	端末系事業者	—
D 1	中継事業者	中継事業者	—
G 1	端末系事業者	携帯・自動車電話事業者	—
J 1	国際系事業者	国際系事業者	—
F 1	携帯・自動車電話事業者	携帯・自動車電話事業者	—
F 2	携帯・自動車電話事業者(発信事業者)	携帯・自動車電話事業者(発信事業者)	—
K 1	旧第2種電気通信事業者	旧第2種電気通信事業者	—
F 1の9	(7) (i) 以外の区間：携帯・自動車電話事業者 (ii) 着信事業者種：旧第2種電気通信事業者	携帯・自動車電話事業者	—
D 1	中継事業者	中継事業者	—
D 4	中継事業者(受側から2社目の中継事業者)	中継事業者(受側から2社目の中継事業者)	—
J 1	国際系事業者	国際系事業者	—
K 1	旧第2種電気通信事業者	旧第2種電気通信事業者	—
K 1	旧第2種電気通信事業者	旧第2種電気通信事業者	—
A 1	当社	当社	—

2-3 IP音声接続に係る接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第1表		第2表(参考)		第3表		第4表		備考欄
	発信事業者	着信事業者	番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者			
1	当社	協定事業者	A 1	当社	当社	-			
2	当社	協定事業者	Q 1	協定事業者	協定事業者	協定事業者			
3	協定事業者	当社	A 1	当社	当社	-			
4	協定事業者	当社	Q 1	協定事業者	協定事業者	協定事業者			
5	協定事業者	当社	A 1	当社	協定事業者	-			
6	当社	協定事業者	Q 1	協定事業者	当社	協定事業者			
7	協定事業者	当社	Q 1	協定事業者	当社	協定事業者			
8	協定事業者	協定事業者	Q 1	協定事業者	協定事業者	-			